

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る関税法第50条第1項の届出について受理したので、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称
東京都中央区日本橋箱崎町30番1号
郵船航空サービス株式会社
- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地
郵船航空サービス株式会社 成田ロジスティクスセンター第2 保税蔵置場
千葉県山武郡芝山町宝馬字出口向210-1
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積
鉄骨造平屋建
1棟及び土地の各一部 2, 212平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類
輸出航空貨物
- 5 許可の期間
自 平成20年9月10日
至 平成28年5月26日

平成20年9月10日

東京税関長 大 前 忠